

第 4 7 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 5 年 5 月 2 4 日 (水)

広報特別委員会終了後

場 所 第 1 委 員 会 室

付議事項

1 令和 5 年第 2 回 (5 月) 臨時会に関する事項について

(1) 議案第 3 4 号の本会議での議決方法について

議案第 3 4 号山陽小野田市きらら交流館条例の制定について (以下「本議案」という) は、附則第 3 項で山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例 (以下「旧条例」という) を廃止することを規定している。

また、旧条例は、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館を生涯学習の推進を図るために設置する施設と規定しているため、旧条例の廃止は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 5 号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当する。

以上のことから、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第 2 条第 5 号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 2 項による特別多数議決となる。

なお、表決は、記名投票 (青票・白票) により行う。

(2) 議事日程について

変更なし。

2 その他

全員協議会の開催日

5 月 2 6 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項の報告